静岡県告示第143号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年３月９日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

１⑴　解除予定に係る保安林の所在場所

島田市金谷二軒家3914の120から3914の123まで

⑵　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

⑶　解除の理由

道路用地とするため

２⑴　解除予定に係る保安林の所在場所

島田市湯日字鎌塚2076の18、2076の19、2083の24

⑵　保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

⑶　解除の理由

道路用地とするため